

研究ノート

イギリス一八七〇年帰化法制定の意義

柳 井 健 一

目次

- 一 はじめに
- 二 一八七〇年帰化法の内容
 - 二一①連合王国における外国人の地位について
 - 二一②国籍からの離脱について
 - 二一③帰化およびイギリス国籍の回復について
 - 二一④既婚女性および未成年である子供の国籍法上の地位について
 - 二一⑤補足的規定
 - 二一⑥その他の諸事項について
 - 二一⑦本法制定による他の制定法の改廃について
 - 二一⑧小括
- 三 むすびにかえて

一 はじめに

筆者は以前に、イギリス一八七〇年帰化法¹⁾の制定過程を素材としながら、同国においていわゆる「国籍を離脱する自由」が形成された経緯について検討を加えたことがある²⁾。そこでは、同法制定の最大の意義は、イギリスにおける長い国籍法の歴史のなかで、初めて国籍からの離脱を認めたことにある

1) The Naturalization Act, 1870; 33 & 34 Vict. c. 14.

たという点を明らかにした。つまり、この法律の制定により、イギリス臣民が自発的意思に基づいて外国で帰化した場合には、その結果として、イギリス国籍からの離脱が認められることとなったのである。それ以前のイギリスにおいては、国籍からの離脱は、国王に対する永久忠誠義務のという概念のもとで、原理的に不可能とされていたのであった。

このように、前稿での検討においては、一八七〇年帰化法における、「国籍を離脱する自由」の形成という側面、とりわけ当該自由成立の要因および意義について考察することに重点が置かれていた。それゆえ、同法の内容それ自体についての簡単な検討もおこなわれてはいたものの、それは上記のような問題関心を語る上で必要な限りでのものであり、それ以外の観点からの同法の内容についての検討は、必ずしも十分なものではなかったといつてよい。

だが、一八七〇年帰化法の最大の意義が、「国籍を離脱する自由」を確立した点にあったことは明らかだとしても、同法はそれに留まらない広範な影響をその当時のイギリスの国籍法制に及ぼしていたという評価が一般的になされている³⁾。そしてこれらの影響は、同国の国籍法史を長期的な視点から考える場合にも、非常に重要な意義をもつものであったと考えられる。

ところで、筆者はこの間、近代イギリスにおける国籍法制の歴史的な展開過程に関わるいくつかの局面についての検討をおこなってきた。その背景には、同国における国籍法制の展開のありようが、そこでの近代国家の形成過程によって、どのように規定されていたのかという問題関心があった。それは、国籍法制について考える場合に、とりわけ重要な視点として、当該制度が政治共同体としての国家においていかなる位置づけを与えられ、何を課題

2) 参照、拙稿「『国籍を離脱する自由』形成についての憲法史的考察—イギリス—一八七〇年帰化法の制定過程を題材として—(一) (二・完)」『早大大学院法研論集』第七十五、七十八号 (一九九五～一九九六年)。

3) C. Parry, *Nationality and Citizenship Laws of The Commonwealth and of The Republic of Ireland* (London, 1957) p. 79, は、この法律の意義について、「その表題は誤解を招くものであるが、帰化のみならず国籍および忠誠についても、同法は遠大な変化をもたらした」と述べている。

として担っていたのか、そしてどのような要因がその形成および展開のありようを規定してきたのかということ、個別の近代国家におけるネイション・ビルディングという歴史的な文脈に即して具体的に検証してみるということが必要なのではないかとこの考えからである。筆者のこのような考えの根底には、近代国家における国籍法制には、当該国家における構成原理なり価値理念などを含む、個別具体的かつ歴史的な存在である政治共同体としての国家の特質というものが色濃く反映されてきたのではないかという問題意識が存在している。

そこで、もしイギリス一八七〇年帰化法が、先に引用したように、「遠大な」変化をイギリス国籍法制にもたらしたのだとするならば、ここで述べたような筆者なりの問題関心からして、少なくとも以下の二つの視点から同法についての検討をおこなわなければならないものと考えられる。

第一には、イギリスにおける国籍法の史的展開過程のなかに、同法を位置づけることが必要となろう。より詳しく述べるとすれば、同法の制定により、従前の国籍法制に対してどのような変更が加えられ、そのことがどのような意義を持つのかということ、同国の国籍法史内在的な観点から明らかにするという作業がおこなわれなければならない。

第二には、イギリスにおける国家形成に関わるどのような歴史的背景が、同法の制定およびその後の運用に際して、それらを規定する要因として作用していたのかという問題を明らかにすることが必要となるはずである。つまりこの法律が、当時のイギリスという政治共同体のありようによって、どのように規定されていたのか、という問題についての見解を示すことが求められることとなろう。

本研究ノートは、これらの問題についての考察をおこなうための前提として、一八七〇年帰化法の内容について概括的考察をおこなうことを目的とする。具体的には、この法律の制定が、それ以前のイギリス国籍法制に対してどのような影響を及ぼしたのかについての考察をおこなった当時の著書を主として参考にしながら⁴⁾、同法の規律事項についてまとめてみるという作業

をおこなう。これは、前記のような問題関心について筆者なりの見解を示すための準備作業として位置づけられることとなる。そのことから、以下でおこなわれる考察の射程は、必然的に極めて限られた範囲にしか及びえないものであることをあらかじめお断りしておかなければなるまい。

まず第一点目は、前記のような憲法学的観点からの歴史研究のための準備作業としての性格から、本稿では、一八七〇年帰化法についての逐条的な解釈やその実施のための細則など、その運用に関する技術的な問題等についてまで考察の範囲を広げることはしない、ということ。あくまでも爾後の研究に必要な範囲で、概括的な視点からこの法律の全体像を捉えるというのが、ここでの考察の目的となる。

また、第二点目であるが、そのような成果を踏まえたうえで、イギリス近代国家形成過程における国籍法制の展開史のなかにこの法律を位置づけるということについても本稿のなしうるところではない。この点については、同法制定以前の国籍法制の全貌を整理したうえで、改めて考察の機会を持ちたいと考えている。繰り返しになるが、本稿はこれらの考察のための準備作業に留まるものである。

二 一八七〇年帰化法の内容

同法は、その規律内容として以下に掲げる諸項目を置いている。第一は、「連合王国における外国人の地位」についてであり、その下に第二条から第五条までの四か条が置かれている。第二は、「国籍からの離脱」についてという項目の下に第六条が、第三に「帰化およびイギリス国籍の回復」について第七条から第九条までの三か条が、第四に「既婚女性および未成年の子供の国籍法上の地位」について第一〇条が、第五に「補足的規定」に関わる問題

4) J. H. Cutler, *The Law of Naturalization as amended by the Naturalization Acts, 1870* (London, 1871), なお、本資料は、神戸大学附属図書館人文社会科学系図書館が所蔵するマイクロフィッシュ (Inter Document co., 1987) を利用させて頂いた。

について第一一および第一二条が、第六に「雑則」として第一三条から一七条までの五か条が、そして最後の第七に「附則に規定された諸法律の廃止」という項目について第一八条が置かれている。以下では、これら同法が掲げる七点の規律事項について、同法の諸規定に照らしながら順次検討を加えていくこととする。なお、同法はそれぞれの項目に関して以上のような構成をとっているが、以下の考察においては、該当項目に関わる事項が、他の項目の条文中に置かれている場合については、上記の同法の構成に関わりなく、その内容に応じながら、適宜他の項目の箇所を検討していくこととする。

二—① 連合王国における外国人の地位について

この部分では、同法の制定により連合王国内に在る外国人に対して認められるにいたった権利について規定されている。まず、同法第二条は、連合王国内に在る外国人に対して、イギリス臣民と同様に、不動産の保有および相続についての権利を認めている。これらの権利の完全なかたちでの保障は、同法の制定によって初めて認められたものであった。すなわち、第二条は外国人に対して「すべての種類の物的財産および人的財産」の保有や処分について、「出生による英国臣民と同様に、すべての点において同じ方法」での権利の享有を保障している⁵⁾。従来、外国人に対しては、土地および家屋については十二年間に限定された不動産貸借のみが認められていたに過ぎなかったが、それにかわって、これらについての単純封土権ないしは長期の定期不動産権が認められたわけである⁶⁾。

ただし、このような権利の保障が認められた一方で、この条文には但書が置かれ、以下の三点にわたる限定が付されている。

第一には、当該規定により、外国人に対して連合王国の外に位置する不動

5) The Naturalization Act 1870, sec. 2.

6) J. H. Cutler, *op. cit.*, n. 4), p. 14.

産についていかなる権利をも付与するものではないこと、同じくいかなる官職や地方自治体のまたは国会議員となる、あるいはその他の特権を外国人に対して認めるものではないとされている。これは、前者については、外国人は同法を根拠として、いずれかの植民地における土地を保有する権利を主張することはできない、ということである。そして、この点に関しては、同法の第一六条により、各植民地の立法府が当該問題について立法をおこなう権限を有する旨が規定されている⁷⁾。後者については、同法が、外国人に対して参政権等までもも与えるものではないという点を明示的に述べているということである。

第二には、同法において明示的に認められた財産に関わる権利ないし特権を除いては、英国臣民としての権利もしくは特権を、外国人に対して認めるものではないとされている。

さらに第三として、同法の規定は、物的ないし人的財産について、同法の制定以前になされた処分や承継に対しては、遡及的な効果は持たないということが確認されている。

その他に、第五条は、外国人に対して従来認められていた外国人用陪臣 (*jury de medietate linguae*) に対する権利を廃止している。また、雑則の項目中にある第一四条は、同法が外国人に対してイギリス船籍の船舶の所有者とはなることを認めるものではないとの規定を置いている。

二—② 国籍からの離脱について

ここで対象となるのは、同法が定める国籍からの離脱に関して、その方法および効果等について規定している部分である。いうまでもなく、国籍離脱を認めることこそが同法制定の最大の目的であり、その意味ではこの部分こそがその中心ともいえる箇所である。

7) *Ibid.*, p. 16.

まず、イギリス国籍からの離脱については、以下の四つの類型が想定される⁸⁾。第一は、出生による臣民が、外国において帰化することにより国籍を離脱する場合。第二が、出生による外国人がイギリスにおいて帰化し、その後再度外国人となる場合。第三が、王冠の領土内における、いわば偶然的な出生によって臣民となった者が、外国人となる場合。第四が、外国における出生にもかかわらず、血統を理由とするイギリス臣民が、外国人となる場合。以下、これらの四類型について順次検討していくこととする。

第一番目の類型については、第六条が規定している。それによれば、イギリス臣民で、同法の制定に先立ち、あるいはその後に、外国に在る時に、自発的に当該国において帰化した者が、行為無能力者ではない場合には⁹⁾、その者は当該帰化の時以降、イギリス臣民とはみなされなくなり、外国人と見なされることとなる。なお、同条には但書があり、それによれば、同法の制定以前に外国において自らの意思により帰化をしたイギリス臣民で、イギリス国籍に留まることを希望する者については、同法の制定後二年の間にその旨を宣言〔イギリス国籍の宣言 (declaration of British Nationality)〕して、忠誠の宣誓をおこなうことで、イギリス臣民としての地位に留まると見なされるものとされる。ただし、その者が以前に帰化した国に在って、当該国の法律ないし、当該目的のために締結される条約にしたがって、その国の臣民としての地位を失っていない場合には、その限りではない。

以上の点は、同法の制定の結果、従来と異なり、イギリス臣民がその地位を失うことなしには外国において帰化をすることができないこととなったので、それ以前に帰化した者の権利を慎重に留保するための規定であるといえる¹⁰⁾。

次いで、第二の類型についてであるが、同法第三条は、過去にイギリスに

8) *Ibid.*, p. 25.

9) なお、同法一七条に用語の定義があり、この場合行為無能力者に該当するのは、未成年者、心神喪失者および既婚女性であるとされている。

10) J. H. Cutler, *op. cit.*, n. 4), p. 20.

において帰化した者で、旧帰属国の国籍に復帰することを希望する者については、外国人の宣言 (declaration of alienage) により旧国籍の回復をおこないうるものとしている。ただしこれには、旧国籍への復帰を希望する者の旧帰属国がイギリスとの間で当該目的を果たすための条約を締結すべきことが条件として課されている。そして、いずれかの国との間でこのような条約が締結されたことが枢密院令により布告された後に、当該宣言はおこなわれるものとされ、当該宣言をおこなって以降は、その者は外国人と見なされることとなる、と規定されている。

第三番目の類型は、出生地主義による国籍の取得に付随する不都合を解消するための規定である。すなわち、イギリスが出生地主義を採る結果として、王冠の領土内における出生を理由として、その親が外国人であるにもかかわらず、出生による臣民としての地位を取得する者が存在していた。このような場合に生じ得る問題を解決するため、第四条は、いずれかの外国の法に基づいて、出生時に当該国の国籍を取得し、依然としてその地位にある者が、成年に達しており、かつ行為無能力者でない場合には、前記と同様の方法により外国人の宣言をおこないうるものとし、当該宣言をおこなった後は、その者は外国人と見なされることが規定されている。

最後に第四番目の類型であるが、第三番目の場合と異なり、血統によりイギリス国籍を取得することが可能である者が、出生地主義を採る国において出生した結果として当該国の国籍を取得している場合に想定される。このような事例においても、該当者がイギリス国籍からの離脱を希望する場合、第三の場合と同じく、第四条に基づいて、イギリス国籍を放棄することが可能とされている。

二—③ 帰化およびイギリス国籍の回復について

ここで検討の対象となるのは、帰化について規定する第七条、イギリス国籍の回復について規定する第八条、そして帰化の場合、および同法により忠

誠の宣誓が求められる場合にその形式について定める第九条である。

まず第七条は、五つの段落からなるが、第一および第二段落は、外国人がイギリスにおいて帰化する際の要件および手続について規定している。その内容を整理すれば、外国人が帰化するための帰化証書を取得するには、以下の要件を満たさなければならない¹¹⁾。すなわち、①外国人は帰化に先立ち五年以上連合王国に居住しているか、同じく王冠のもとでの業務 (served the Crown) についていること、②帰化した場合には、連合王国に居住するか、王冠のもとでの業務につく意思を持っていること、③さらに、上記二つの事実を証明すること、の三要件を満たさなければならない。その上で、手続的には、④帰化証書を付与するか付与しないかについて、所管大臣は完全な裁量権を有し、当該決定に対しては上訴をすることはできないものとされ、⑤当該帰化証書は、申請者が忠誠の宣誓をおこなうまでは効力を持たないものとされている。このように、帰化証書の取得については、三点の要件を満たすことに加えて、二点の手続上の制限も課せられている¹²⁾。

次いで、第三段落では帰化した者の法的地位について規定されている。それによれば、帰化した者はあらゆる権利の享有および義務の負担について出生による臣民と同等の地位にあるとされている。ただし、以下の点が留保されている。それは、帰化した者が、当該帰化の結果として旧国籍国の国籍を喪失していない場合、当該旧国籍国の領域内に在る限りで、その者はイギリス臣民とはみなされない、という点である。

この段落に関しては、以下の点を問題としうるであろう。それは、当該規定によって、帰化による臣民は国会議員、枢密顧問官あるいは責任ある職に就けるか否かという問題である。というのも、王位継承法が、「イングランド、

11) 以下の整理については、*ibid.*, p. 25. に依拠している。

12) 同法の制定以前には帰化を希望する理由を陳述する必要があった。一方、同法制定以後は、この陳述の手続が必要とされなくなった一方で、居住要件が課されることとなった。この点、*ibid.*, p. 25, は、旧手続下における帰化のほうが簡便であったと評価している。また、J. M. Jones, *British Nationality Law and Practice* (Oxford, 1947) p. 93, も、同様の評価を下している。

スコットランド、アイルランドの諸王国、またそれらに属する諸属領以外で生まれたものは（たとえ帰化し、または国籍を付与されている者でも ただしイングランド人の両親から生まれたものはこの限りではないが）枢密顧問官、国会のいずれかの院の議員、または文官であれ武官であれ責任ある職もしくは地位につき得ず…¹³⁾、との規定を設けて以来、帰化による臣民に対してはこれらの政治的権利の享有がほぼ一貫して否定されてきたからである¹⁴⁾。この点、第七条は「すべての政治的およびその他の諸権利、諸権限および諸特権」が認められると規定しており、帰化による臣民に対して政治的権利の享有を認めてこなかった従来の国籍法制のあり方を明示的に否定している。また、同法の制定以前にあっては、所管大臣は、あらゆる権利および能力の享有を帰化証書から除外する権限を有しており、また、帰化証書の付与に際しては当該帰化証書の取得者が永久に連合王国に居住することが条件とされており、許可なく二ヶ月外国に在った場合にはそれが喪失するとされていた¹⁵⁾。したがって、これらの点に関しても、帰化による臣民の地位は、同法の制定によって、より安定的なものとなったといえることができる。

最後に第七条の第四および第五段落は、イギリス臣民であるか否かに関して疑義のある者について、当該疑義を取除くため、また同法の制定以前に帰化した者についても、未だ帰化していない者と同様の条件で、所管大臣は帰化証書を付与することができる旨規定している。後者については、同法制定以前の状況として、生来のイギリス臣民には認められていながら、旧証書の取得者に対してはその享有が制限されていた権利が数多く存在していた。そこで、改めて同法のもとでの帰化証書を取得することで、旧証書に付随していたそのような欠点が是正され、出生による臣民と同様の権利の保障が可能

13) 12 & 13 Will. III. c. 2., なお該部分の訳出に際しては、樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集 第三版』（三省堂、一九九四年）所収の「王位継承法」（元山健担当部分）に従った。

14) 王位継承法の当該規定がすべての帰化法案に挿入されるべきことを、1 Geo. 1. st. 2, c. 4., が改めて確認している。

15) J. H. Cutler, *op. cit.*, n. 4), pp. 27-28.

とされることとなった¹⁶⁾。

次に、イギリス国籍の回復に関して規定している第八条について検討する。まず第一段落では、国籍を離脱することによって、ないしはこの法律にしたがって外国人となった者については「制定法上の外国人」(statutory alien) という用語で定義され、そのことにより出生による外国人とは異なるものとして区別されている。そして、この「制定法上の外国人」は、国籍回復証書を取得することで、再度イギリス臣民となることができるものとされている。とはいえ、この国籍回復証書と帰化証書とは、その様式に若干の相違があるという点を除いては、取得に関して課せられる要件等は同一であって、それゆえその手続に関していえば実際上の違いはほとんどないといつてよい。

第二段落では、国籍回復についての留保事項として、当該国籍回復をおこなう者が、以前に帰化していた旧国籍国において、その法律もしくは当該目的のために締結される条約にしたがってその国の国籍を喪失していない場合、当該旧国籍国領域内に在る限りで、その者はイギリス臣民とはみなされない、ということが規定されている。

さらに第三段落では、イギリス領の総督に対して、この「制定法上の外国人」の国籍を回復する手続について、連合王国における所管大臣と同様の権限が付与されている。この場合、当該領土での居住が連合王国における居住と同様に取り扱われるべきものとされている。

最後に、第九条においてはこの法律の目的のために、忠誠の宣誓が課せられる場合について、その様式が詳細に規定されている。

二—④ 既婚女性および未成年である子供の国籍法上の地位について

ここでは、既婚女性および未成年である子供の国籍法上の地位について規

16) *Ibid.*, pp. 29-30.

定している第一〇条について検討する。第一〇条は、(1)～(5)の五項目からなっている。この部分は、既婚女性の国籍は夫の国籍にしたがう、あるいは未成年者の国籍はその親の国籍にしたがう、という原則に基づいて、これら既婚女性や未成年者の国籍がどのように変更されるかについて非常に技術的に規定している部分である。したがって、ここではその内容について簡単に紹介するに留める。

まず(1)では、女性が婚姻した場合には、婚姻時に夫が臣民である国の臣民と見なされる旨が規定されている。つまり婚姻に際しては、女性の国籍は夫の国籍にしたがって変更されるということになる。

次に(2)では、出生によるイギリス臣民であった女性で、婚姻ないしはその結果として外国人となった者が、未亡人となった場合には、制定法上の外国人と見なされ、その該当者は何時であれ未亡人である期間に、本法の規定する手続にしたがって、制定法上の外国人としての資格で、イギリス国籍回復証書を取得することができることが規定されている。

さらに(3)では、イギリス臣民である父親ないしイギリス臣民であって未亡人である母親が、本法にしたがって外国人となる場合には、そのような父親ないし母親のすべての子は、未成年の間にその親が帰化した国に居住しており、当該国の法律にしたがってそこで帰化した場合には、父親ないし母親が臣民となった国の臣民であって、イギリス臣民とはみなされないことが規定されている。

(4)では、父親ないしは未亡人である母親が国籍回復証書を取得した場合には、その父親ないし母親のすべての子は、未成年の期間、父親ないし母親とともにイギリス領内に居住している場合には、あらゆる目的に関してイギリス臣民の地位を回復したものと見なされるとの規定が置かれている。

最後に(5)では、父親ないし未亡人である母親が、連合王国において帰化証書を取得した場合には、その父親ないし母親のすべての子は、未成年の期間、父親ないし母親とともに連合王国内のいずれかに居住している場合には、帰化によるイギリス臣民と見なされるとの規定が置かれている。

この項目については、以下の二点を指摘しておきたい。まず第一に、もともとコモン・ロー上、婚姻は女性が保持するイギリス国籍には影響を与えないものとされていた。この点に変更を加えたのが、一八四四年外国人法¹⁷⁾であり、第一六条が、出生もしくは帰化によるイギリス臣民と婚姻した女性については、彼女自身帰化した者で見なされ、出生による臣民と同様の権利を有するべきことを規定したのであった¹⁸⁾。

次に、第二点目として、以下のような問題を指摘できる。それは、婚姻等の効果として、他国の国籍を取得するという事までを立法事項とすることには疑問があるという点である。つまり、外国人との婚姻の効果としてイギリス国籍を喪失するということを規定することは可能でも、その配偶者たる夫の国籍を取得するという事についてまで規定することは、本来不可能であるということである。これは、当時各国が一般的にこのような原則を受け入れていたから問題としては顕在化しなかったということになるのであろう¹⁹⁾。

また、それがこの時点において国際的に一般的であったとはいっても、女性の意思に関わりなく婚姻によりその国籍が一方的に変更されるという点についても、現在からすれば問題を感じざるをえない。

二—⑤ 補足的事項

この部分では、本法の実施に関わる手続的ないし技術的な問題等についての諸規定が置かれている。必要な範囲で順次検討していくこととする。

まず第一一条について。この条文を一見してわかることは、本法実施のための諸手続に関わる決定の多くの部分が、所管大臣に委ねられていることである。具体的には、(1)イギリス国籍の宣言の様式および登録について、(2)

17) The Aliens Act, 1844 ; 7 & 8 Vict., c. 66.

18) J. M. Jones, *op. cit.*, n. 12), p. 98.

19) *Ibid.*, pp. 98-99.

連合王国における帰化証書の様式および登録について、(3)イギリス国籍回復証書の様式および登録について、(4)外国人の宣言の様式および登録について、(5)陛下の外交ないし領事業務に従事する官吏による、連合王国の領域外において出生ないし死亡するイギリス臣民の出生ないし死亡の登録およびいずれであれ陛下の大使館ないし公使館において婚姻した者の婚姻の登録について、(6)連合王国の領域外で、本法にしたがってなされた宣言ないし証書およびその他何らかの文書の連合王国への伝達について、(7)大蔵省の同意とともに、いずれであれ本法のもとにおける登録、宣言ないし証書の付与に係る手数料について、各々所管大臣は定めるべきことが規定されている。

さらに、当該所管大臣は、新たな行政規則を制定することで、それ以前に本条にしたがって制定された行政規則の改廃等をおこなう権限を有するとの規定が置かれるなど、本法の実施に際しては、その手続において行政規則に負うところが非常に大きいことが窺われる。ただしこれらの行政規則は、手数料に関しては連合王国以外のイギリス領内においては効力を持たず、またその他の事項で、それらイギリス領内において効力を有している制定法ないし条例と齟齬をきたす場合についても、効力を持たないものとされている。

なお、この条文については、次のような欠陥が存在していたことが明らかとなった。それはこの条文が、帰化に際しての宣誓および当該手続についての手数料に関する規則を制定する権限を、所管大臣に対して授権する規定を欠いていたということであった。そこでこのような問題を解決するため、「一八七〇年帰化についての宣誓法」²⁰⁾が別途制定された²¹⁾。

さらに、この法律を受けて、内務省は「帰化証書を申請する外国人に対する指令」²²⁾を發布し、帰化手続および当該手続についての手数料等についての詳細を規定した²³⁾。

20) The Naturalization Oaths Act, 1870 ; 33 & 34 Vict. c. 102.

21) J. H. Cutler, *op. cit.*, n. 4). pp. 34-35.

22) Instructions to Aliens applying for Certificates of Naturalization.

23) この指令の全文は、J. H. Cutler, *op. cit.*, n. 4), Appendix, pp. 68-70. に記載されている。

最後に、第一二条は、本法のもとにおける証拠資料に関して、定められるべき規則の内容について具体的な規定を置いている。

二一⑥ その他の諸事項について

この部分では、第一三条から一七条までの計五か条について取扱う。そのうち一四条においては、二一①で説明した通りなので、ここでの説明は省略する。まず、第一三条は、国王 (the Crown) が国籍付与証書 (letters of denization) を発行する権限を留保している。また第一五条であるが、ここには本法のもとで外国人となった者は、当該事実によって、外国人となる以前になされた行為について責任を免れないとの規定が置かれている。この点は、一定の犯罪のうち、外国人ではなくイギリス臣民によってなされた場合にのみ犯罪となるものが存在しており、そのような行為については外国籍の取得によっても免責されるものではないことが示されている²⁴⁾。第一六条は、植民地に対して、当該領域内においては従来どおりに、帰化に関する事項について自由に立法をおこないうる旨を規定している。最後に、第一七条においては本法において用いられるいくつかの用語について定義をおこなうための規定が置かれている。例えば、先に註8)において、この条文が行為無能力者について定義していることを紹介したが、これなどはその例である。

二一⑦ 本法制定による他の制定法の改廃について

この部分では、一覧表に掲げられる諸法律について、あるものは全面的に、あるものは一部分を廃止することが規定されている。ただし、その場合には、本法の制定以前においてすでに取得された権利やおこなわれた行為、責任ないし処罰等は、当該廃止によって影響を受けることはないとの但書が置かれ

24) *Ibid.*, p. 39.

ている。この法律の制定により、それ以前に制定された国籍関係立法がどのように改廃されているのかという問題は、一見瑣末な問題に過ぎないように見えるかもしれない。だが、「はじめに」において述べたような問題関心から見た場合に、必ずしも無視しえない論点を含みうるものである。そこで、煩雑ではあるがその内容の一覧についてのみ以下に掲げておくこととする。

まずは、「アイルランド議会の諸法律を除いて、全面的に廃止される諸法律」として、以下のものが掲げられている。

- ① 7 Jac. 1., c. 2 「帰化する者もしくは私権剥奪からの回復をする者はすべて、まず聖餐式を受け、さらに忠誠の宣誓および国王至上の宣誓をおこなうべきことを定める法律」。
- ② 11 & 12 Will. III., c. 6. 「陛下の出生による臣民について、その父親もしくは母親が外国人であることに関わりなく、直系であれ傍系であれ、その被相続人の遺産を、相続することを可能とする法律」。
- ③ 13 Geo. II., c. 7. 「外国人新教徒およびその他条文中で述べられた者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための法律」。
- ④ 20 & Geo. II., c. 44. 「外国人新教徒およびその他条文中で述べられた者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための法律との表題を付された、現国王陛下治世第一三年に制定された法律中の諸条項を、良心上の理由から宣誓をためらうその他の外国人新教徒にまで拡大する法律」。
- ⑤ 13 Geo. III. c. 25. 「第一に、外国人新教徒およびその他の者で、何処であれアメリカにおける陛下の植民地に移住し、もしくは移住しようとする者を帰化させるための、故国王陛下治世第一三年の法律、そして第二に、陛下の王立アメリカ連隊において将校もしくは兵士として、またはアメリカにおいて工兵として服務した、もしくは服務しようとする外国人新教徒を帰化させるための法律との表題を付された、現国王陛下治世第二年の法律、二つの議会制定法について説明する法律」。

- ⑥ 14 Geo. III., c. 84. 「帰化法案によって生じうる一定の不都合を予防する法律」。
- ⑦ 16 Geo. III., c. 52. 「国王陛下の臣民が、グレートブリテンのなかでスコットランドと呼ばれる地域において、その父親もしくは母親が外国人であっても、直系であれ傍系であれ、その被相続人の財産を相続可能であることを宣言する法律」。
- ⑧ 6 Geo. IV. c., 67. 「ジェームズ I 世陛下治世第七年に制定され、帰化する者もしくは私権剥奪からの回復をする者がすべて、まず聖餐式を受け、さらに忠誠の宣誓および国王至上の宣誓をおこなうべきことを定める法律との表題を付された法律を改正し、修正する法律」。
- ⑨ 7 & 8 Vict., c. 66. 「外国人に関する諸法律を改正するための法律」。
- ⑩ 10 & 11 Vict., c. 83. 「外国人の帰化のための法律」。

次に、「全面的に廃止されるアイルランド議会の諸法律」として以下のものが掲げられている。

- ① 14 & 15 Chas., II. c. 13. 「外国人新教徒およびその他の者の、アイルランド王国への居住と植民を奨励するための法律」。
- ② 2 Anne., c. 14. 「この王国のすべての外国人新教徒を帰化させるための法律」。
- ③ 19 & 20 Geo. III., c. 29. 「この王国に移住しようとする外国人である商人、貿易業者、技術者、職人、製造業者、作業者、海員、農業者、およびその他の者を帰化させるための法律」。
- ④ 23 & 24 Geo. III. c. 38. 「国王陛下治世第一九および二〇年にこの王国において制定された、『この王国に移住しようとする外国人である商人、貿易業者、技術者、職人、製造業者、作業者、海員、農業者、およびその他の者を帰化させるための法律』との表題を付された法律の諸条項を拡張するための法律」。
- ⑤ 36 Geo. III., c. 48. 「『この王国に移住しようとする外国人である商人、

貿易業者，技術者，職人，製造業者，作業者，海員，農業者，およびその他の者を帰化させるための法律』との表題を付された法律について説明し，改正する法律」。

最後に，「部分的に廃止される法律」として以下のものが掲げられている。

- ① 4 Geo. I., c. 9. (アイルランド議会制定法)「この王国において従来一時的に制定されたいくつかの諸法律を復活し，継続し，そして修正する法律」。この法律については，前出の2 Anne. c. 14.を永続化する部分についての廃止が規定されている。
- ② 6 Geo. 4. c. 50.「陪審員および陪審に関する諸法律を統合し修正するための法律」。この法律については，その第四七条全体が廃止されている。
- ③ 3 & 4 Will. IV. c. 91.「アイルランドにおける陪審員および陪審に関する諸法律を統合し修正する法律」。この法律については，その第三七条全体が廃止されている。

二—⑧ 小括

以上，一八七〇年帰化法の内容について検討してきたわけであるが，本法制定の意義については，ひとまず以下のように整理することができる²⁵⁾。

まず第一は，外国人に対して土地の保有を可能としたことである。この点は，同国の国籍法制の形成に少なからず影響を及ぼしていたのが，臣民に比べて外国人が不動産に関わる権利の享有を極端に制限されていたという歴史的事実であったと考えられることからしても，同法の意義として非常に重要である。この点を補足的に説明すれば，例えばこの国において初めて国籍概念を体系的に明らかにしたカルヴィン事件判決が典型的にそうであったように，コモン・ローにおける国籍概念および制度は，実は不動産の保有ないし

25) 以下の論点の整理については，see, *ibid.*, p. 40.

相続をめぐる争われた裁判のなかで次第に形作られてきたという事実を指摘することが可能である²⁶⁾。つまり、これらの裁判においては、その当事者たちが、不動産に対する自らの権利を主張する目的で自分が国王の臣民であることの立証に務め、あるいは反対にそのことを否定するという応酬が、そこでの中心的な論点となり、結果国籍という概念ないし制度が次第に明確化されていったということである。また一方、一七世紀以降、数多くの国籍関係の制定法が、不動産の保有にかかわる事項について規定する目的で制定されてきたが、その多くは臣民に対してのみ認められていたこれらの権利を、より広範な対象に対して保障することを意図した立法であった。前述のように王位継承法の制定以来、帰化による外国人に対しては公法上の権利の享有が禁止されてきたことを併せ考えるなら、例えばこれらの事実から、「帰化」²⁷⁾によるイギリス国籍の取得が、もっぱら不動産の保有を目的としてなされていたのではないか、という推測をすることも可能であるように思われる。

以上のような歴史的経緯を考えるならば、同法の制定により、不動産の保有について外国人が臣民と同等の権利の享有を認められるにいたったという事実は、単にこの国の土地法制に留まらず、国籍法史という観点から見た場合にも、非常に重大かつ画期的な意義を持つという事実を疑いえないように思われる。

第二に、イギリス臣民に対して、一七世紀の初頭以来一貫して禁止してきた国籍からの離脱を可能としたことである。この点については、以前の論考において集中的に考察したので、ここではこれ以上の説明はおこなわない²⁸⁾。

第三番目に、国籍回復の手段を設けたことである。これは、本法の制定に

26) カルヴィン事件判決については、拙稿「コモン・ローにおける国籍概念の確立 (一) (二・完)」『早大大学院法研論集』第七二号、第七三号 (一九九五年) 参照。また、後掲註32) での論考において検討の題材としたラムゼイ事件においても、一連の裁判において中心的な論点となったのは、不動産相続の前提として帰化制度の問題であった。

27) ここで「帰化」という言葉は、帰化 (naturalization) および国籍付与 (endenization) 双方による後天的国籍の取得を意味するものとして用いている。

28) 詳しくは、前掲註2) の拙稿を参照。

より、外国における自発的な意思に基づく帰化により、イギリス臣民は同国の国籍を喪失することとなったことに対する救済策として位置づけられる。というのも、それ以前にはイギリス国籍からの離脱は原理的に不可能とされていたため、外国において帰化した場合にも、そのことによって二重国籍となることはあっても、イギリス臣民としての法的地位を失うことはなかったからである。この点は、先に国籍回復について説明したところで述べた通りである。

第四番目として、帰化手続に関わる技術的な点であるが、帰化に先立つ五年間の居住ないしは王冠への奉仕を、帰化の条件としたことである。この点についても、先に説明した。

最後に、第五番目として、帰化した外国人に対して、出生による臣民と同様の能力、諸権利および諸特権の享有を認めたことである²⁹⁾。この点、国籍概念の確立当初には帰化による臣民は出生による臣民と完全に同一の地位を有するものとされていたにもかかわらず、王位継承法制定後には、前者はほぼ一貫して公法上の権利の享有を制限されてきた³⁰⁾。その意味では、この点は当初の制度への復帰であるとも考えることも可能であるかもしれないが、いずれにせよ国籍法制に対して重大な変化をもたらしたものと評価できるであろう。

以上の考察を踏まえて考えた場合、本法に対して、「その表題は、誤解を招くものであるが、国籍および忠誠のみならず帰化についても、同法は遠大な変化をもたらした」³¹⁾との評価がなされることについて十分に納得できる

29) C. Parry, *op. cit.*, n. 3), pp. 79-80, は、同法がもたらした主要な効果について、第一に、「忠誠義務の解消不可能性という古い原理を破棄したこと」、第二に「帰化のためには居住していることが通常の要件であり、帰化手続は完全に裁量的であること」、第三に「外国人と婚姻したイギリス臣民である女性は、彼女自身も外国人と見なされるという従来慣例を追認したこと」、第四に「従来外国人に存していた私法上の無能力を大部分廃止したこと」の四点にまとめている。

30) ただしこの点に関しては前掲註17)の一八四四年外国人法により制限についての一定の解除がおこなわれていた。

31) 参照前掲註3)。

ように思われる。

三 むすびにかえて

最後に、冒頭に述べた一八七〇年法に関わる二点の問題関心について、現時点での筆者なりの展望を述べることで本稿のむすびにかえたい。

第一に、イギリス国籍法制の史的展開過程のなかに、同法を位置づけるという論点について。

同法の制定が、それ以前のイギリス国籍法制に対して大きな変更を加えるものであったことは、先程の、二—⑧での小括からもほぼ明らかであろう。とりわけ、第一、第二、そして第五番目の点については、同国の国籍法制において長きにわたって採られてきた重大な原理・原則に関わる修正だったという事実にとりわけ注目しておきたい。そして、これらの点は、イギリス国籍法制に刻印されていた、いわば前近代的な性格とでもいうべきものの大部分を払拭し³²⁾、それによって、完全とはいえないにせよ、当該制度の近代的な完成をもたらす契機を含んでいたのではないかというのが、現時点での筆者の理解である。この点にかかわる若干の手掛かりを提示するならば以下の通りである。まず、第一の点については、私法上の権利の享有が国籍から分離されたということは、イギリス国籍が公法上の権利義務関係の基準として一定程度純化したものと考えことができよう。また、第二の点についていえば、自然法に基づく臣民の国王に対する永久忠誠義務から帰結された国籍離脱の禁止が極めて重大なイギリス国籍法制の近代化の一局面であったことは前稿でも詳しく検討した通りである。第五番目の点についていえば、それまでは一般に帰化手続は議会による個別の私法律によっておこなわれていた。それに対して、一八四四年外国人法および本法により、行政上の手続による帰化

32) 必ずしも充分なものとはいえないが、極めて前近代的性格を刻印されて成立したイギリスにおける国籍概念ないし制度が、漸次的に近代化していく過程について指摘したものとして、前掲註26)の拙稿(二・完)の一八一頁以下を参照。

制度が完成したわけであるが、帰化制度の成立以来当該権限を実際に行使するのは議会であると考えられていたことからすれば、制度の運用が行政に委ねられるにいたったことは、従前の原則に対する大きな変更であったことは明らかである。また、このことは、それをただちに帰化手続の近代化と考えることにはならないにせよ、手続の効率化、画一化という意味での合理化であったとの評価をおこなうことは可能であろう。

そして、これらのいずれについても同法制定の結果として達成された国籍制度の変更は、現在のイギリスに留まらず、今日広く一般化している当該制度のあり方と、ほぼ同様のものであるとあってよい。以上のような理由から、同法の制定が、イギリス国籍法制近代化にとっての一大画期であるとの評価を下してもよいのではないかというのが現在の筆者の考えである。

第二に、同法の制定に際して、イギリスにおける国家形成との関わりで、どのような歴史的背景が存在していたのかという論点について。この点については問題の指摘に留まるが、以下の一点に注目しておきたい。それは当時のイギリスが抱えていた国家構造上の特徴、すなわち植民地帝国としてのイギリスの姿が、同法に現れているという事実である。これは、例えば第二条における但書や、第十六条が植民地に対して当該領域内においては従来どおり帰化に関する事項について自由に立法をおこなう旨を規定していることなどに端的に現れているといえよう。また、このような問題の存在は、後には同法の解釈自体をめぐる問題としても、直接的に顕在化してくることとなる。すなわち、同法第七条は、「帰化証書を付与された外国人は、連合王国において〔下線筆者〕、…出生による臣民が享有し、負担するところの、すべての政治的およびその他の諸権利、諸権限および諸特権を享有し、すべての諸義務を負うものとする」との規定を置いていたが、これが本国である連合王国以外の植民地において、効力を有するのか否かという点が、後に問題となることとなった³³⁾。ここでは、この論点について立入って検討することはできない。だが、このような事実は、イギリス本国とそのもとでの各植民地という重層的な国家構造のもとで、その人的範囲を画定するとともにその権利

義務関係を決定する際の基準の一つとして、同法が用いられることに伴う問題点として顕現したものとみなすことができる。前記のような問題視覚から同法についての考察をおこなう場合には、このようなイギリス国家の重層的構造という問題の存在は、非常に興味深い論点となりうるのではないだろうか³⁴⁾。

しかしながら、本稿の冒頭で提示した二つの観点に基づいて、ここで提示した以上のような問題は、依然として仮説の域に留まるものでしかない。これら筆者の理解については、その適否に限らず、よりの確な問題設定の可能性も含めて、今後さらに検討を要する課題となろう。

第一の点については、同法をイギリス国籍法制の近代化の完成の契機として理解しようとするのであれば、従前のイギリス国籍法制のありようを正確に捉えるという作業および同法制定後の国籍法制の変容をも射程に入れつつ、より実証的な裏付けをおこなっていくことが必要である。

また、第二の点については、一八七〇年当時のイギリスの国家構造や社会・経済的状況、さらには植民地問題を含む国際状況などのなかに国籍法制に対する形成要因を探っていくという、地道な作業を積み重ねていく必要がある。現時点では、国籍法制に現れたイギリス国家構造における重層的構造、すなわちこの問題をめぐる本国と植民地との法的関係という問題について、より広い視座から考えていく必要性を特に強く感じている。

「はじめに」においても述べたように、本研究ノートは、これらの作業をおこなうためのささやかな準備作業である。

33) この点に関しては、see, F. Piggot, *Nationality including Naturalization* (London, 1907), p. 119 ff. なお、直接的には植民地ではなく、帰化による臣民の旧国籍国との関係から第七条の解釈について論じたものではあるが、L. L. Shadwell, *The Naturalization Act, 1870*, s. 7. in *Law Quarterly Review*, Vol. 7 (1886) pp. 80-83. も参考になる。

34) ここで指摘したような、いわば重層的な国家構造による国籍法制への影響は、実はかなり以前から存在していた。このような問題の存在を、一七世紀中期における判例を題材にしながら指摘したものとして、拙稿「イギリス近代国家形成過程における『帰化』制度—ラムゼイ事件を題材として—」『山口経済学雑誌』47巻第2号（一九九九年）一三二頁以下を参照。